

山森連発第 120 号
令和 5 年 9 月 22 日

取引先（買受者・引き受け工場等） 各位

山形県森林組合連合会
（ 公印省略 ）

木材取引によるインボイス発行可否に伴う対応について

本会の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、10月1日よりインボイス制度が実施されますが、木材取引に関し、本会より、入札落札者・買受者（引き受け工場等）の皆様に対し、インボイスが発行出来ない取引事案等が想定されております。

つきましては、下記のとおり、内容を整理の上、本会として対応を行う予定でありますので、ご確認くださいませようお願いします。

記

◎インボイス発行可否に関する基本的事項

①（丸太の持ち主が）免税事業者、適格請求書発行事業者、どちらであるか

②丸太の持ち主から買い取った材か、委託された材かどうか

により、買受け者（引き受け工場等）にインボイスが発行できるか区別される

【森林所有者（丸太の持ち主）の多くが免税事業者であるため、インボイスが発行できない取引があります】

●インボイスが発行できず、問題が想定される取引と対応

・一部の天童・庄内共販所取扱材で、インボイスが発行出来ない入札材（消費税控除できない）が、出品される（市売後せり材、随契材、一部直送材含む）

→共販公告書にインボイスが発行出来ない旨の印を、明示・印字します

→インボイスが発行されない事をご理解いただき、入札をお願いします

●直送材については、原則インボイスが発行できるよう調整を行いますが、インボイス非対象材の取扱いの場合には、事前に個別調整させていただきます。

●請求書には、インボイス対象材と非対象材を区分し、併記する予定です。

担当：販売部 小野・

菅井・鈴木・清野

電話：023-688-8100